

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月9日

埼玉県知事  
大野 元裕 殿

提出者

住所 さいたま市北区宮原町1丁目565  
氏名 三ツ和総合建設協同組合 代表理事 山本 純義

電話番号 048-615-6543

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三ツ和総合建設業協同組合
事業場の所在地	さいたま市北区宮原町1丁目565
計画期間	令和5年4月1～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	50億
③ 従業員数	62人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリート塊→破碎→再生砕石 アスコン塊→破碎→再生砕石 瓦礫類→破碎→再生砕石 ガラス→破碎→路盤材 廃プラスチック→破碎→原料として利用 建設汚泥→乾燥→盛土材 金属屑→破碎→原料として利用 混合廃棄物→破碎ふるい別け→再生砕石・原料として利用 紙屑→圧縮→再生紙 木屑→破碎→チップ利用 繊維屑→圧縮固化→固形燃料 廃石膏ボード→破碎→石膏ボード・セメント利用 石綿含有産業廃棄物→埋立て 蛍光管→分解・破碎→リサイクル原料



(日本産業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	排出量	別添	t
	(これまでに実施した取組) ・再生利用可能な産業廃棄物は作業所内で可能な限り分別 ・再生利用業者へ処理委託		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	排出量	別添	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用可能な産業廃棄物は作業所内で可能な限り分別 ・再生利用業者へ処理委託		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート塊、アスコン塊、瓦礫類、廃プラスチック、建設汚泥、金属くず、混合廃棄物等を分別し、再生利用業者に処理委託
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート塊、アスコン塊、瓦礫類、廃プラスチック、建設汚泥、金属くず、混合廃棄物等を分別し、再生利用業者に処理委託

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

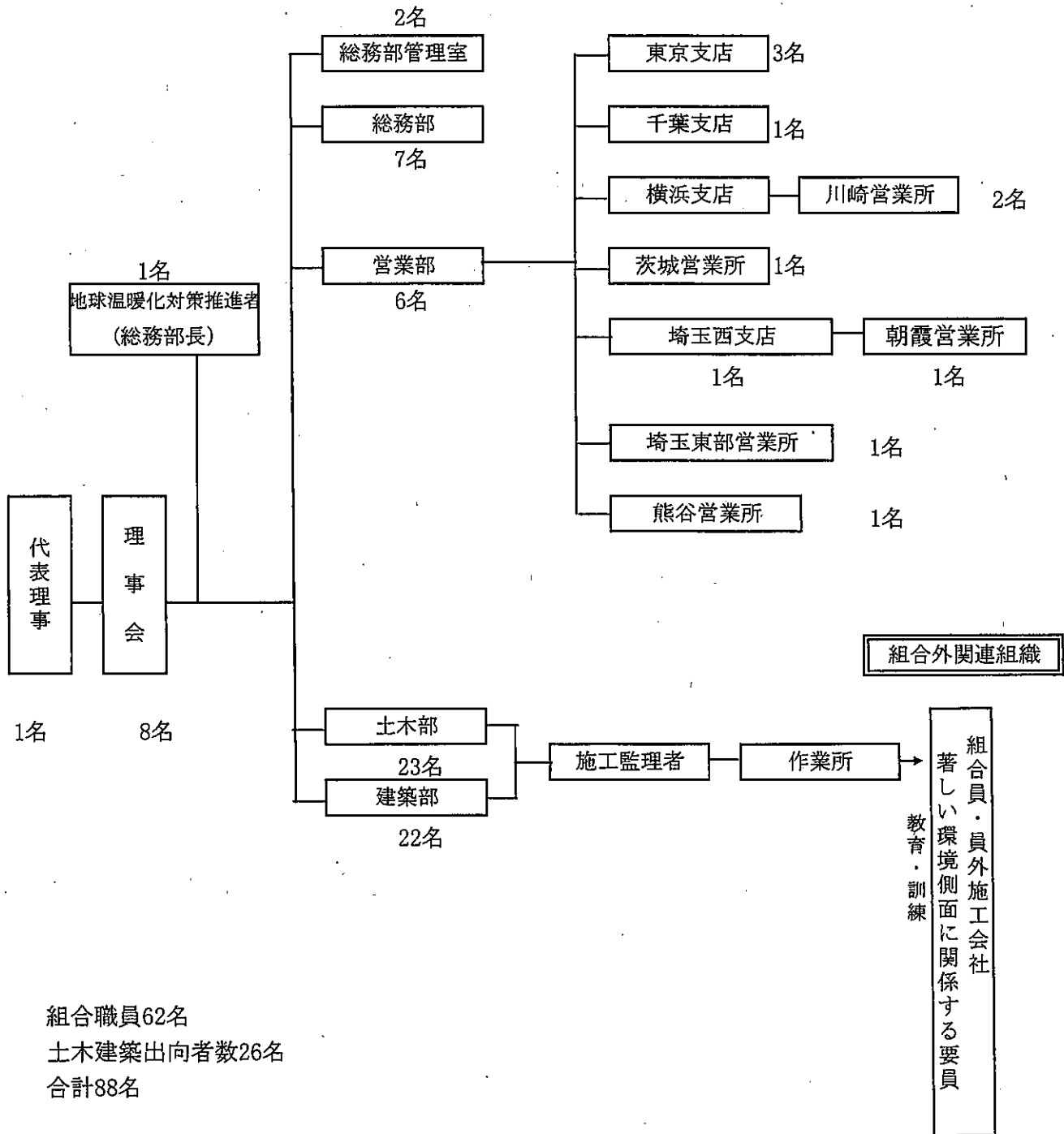
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

# ISO組織図

効果的な環境マネジメントを実施するための体制及び責任を以下に示す。  
尚、体制及び責任は、マニュアル並びに規定を介して組織全体に周知させる。

## 環境マネジメントシステム実行組織図

組合の環境マネジメントシステム実行組織「環境マネジメントシステム実行組織図」に定める。



組合職員62名  
土木建築出向者数26名  
合計88名

令和5年度目標及び令和4年度排出量(埼玉県内各所)

	令和5年度目標(t)			令和4年度産業廃棄物排出量(t)					
	目標値 排出量	全処理委 託量	再生利用 業者への 処理委託 量	排出量	全処理委 託量	優良認定 処理業者 への処理 委託量	再生利用 業者への 処理委託 量	熱回収認 定業者へ の処理委 託量	熱回収認 定業者以 外熱回収 を行う業 者への 委託量
コンクリートがら	1.10	1.10	1.10	1.00	1.00		1.00		
アスファルトがら	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00		
瓦礫類	3.58	3.58	3.58	3.25	3.25		3.25		
ガラス	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00		
廃プラスチック	4.04	4.04	4.04	3.67	3.67		3.67		
金属屑	1.36	1.36	1.36	1.24	1.24		1.24		
混合廃棄物	21.45	21.45	21.45	19.50	19.50		19.50		
建設汚泥	1224.52	1224.52	612.26	1113.20	1113.20		0.00		
紙屑	1.95	1.95	1.95	1.77	1.77		1.77		
木屑	5.93	5.93	5.93	5.39	5.39		5.39		
繊維屑	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00		
廃石膏ボード	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00		
石綿含有産業廃棄物	0.17	0.17	0.00	0.15	0.15		0.00		
廃石綿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00		
廃石綿(特定)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00		
合計	<del>1264.1</del> 1264.09	<del>1264.1</del> 1264.09	<del>651.67</del> 651.66	1149.17	1149.17		35.82		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。